

緊急通報システム申請書類について

1	緊急通報システム事業 利用申請書	申請者欄は本人・親族・担当ケアマネージャー等となります。 「サービスが必要な理由」は見本を参考にするなどしてお書きください。 家族・知人欄に記載の場合、ご連絡をさせていただく場合があります。
2	誓約書 (固定型か無線型のどちらかを提出してください。)	【共通】利用についてお守りいただきたいことです。 (弁償や合鍵の取り扱い等について) 【固定型】NTTアナログ回線以外の電話回線を利用する場合に考えられる不具合について記載しています。 【無線型】装置を利用できない場所があること等について記載しています。
3	連絡先届出書	緊急通報で病院に搬送されたときに搬送先をお伝えするなどの連絡先になります。5の「協力者」と兼ねることもできます。また、八尾市外に居住の場合でも届出できます。
4	同意書 (課税状況調査に関するもの)	ご本人様と住民票上同住所の家族様全員の前年中の所得税の課税状況について調査します。住民票上同住所の家族様の同意書もご提出ください。(お1人につき1枚)同意書が足りない場合は、コピーしてご使用ください。
5	協力者登録届出書	おおむね10分程度で訪問可能な親族や友人の方を2名まで登録できます。届出書が足りない場合は、コピーしてご使用ください。
6	装置設置承諾書 (固定型のみ)	賃貸住宅にお住まいの場合は、所有者(家主、管理会社等)の承諾を得てください。 * 府営住宅、市営住宅の場合は不要です。
7	高齢者あんしんセンター(八尾市地域包括支援センター)の意見書	住民票上同住所の家族様がいる場合に提出が必要です。担当の高齢者あんしんセンターの職員が訪問し、実態把握を行い作成します。

※1～4については、必ずご提出ください。
※5～7については、該当する場合にご提出ください。

＜お申し込み・お問い合わせ＞

①八尾市健康福祉部高齢介護課

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

(市役所本館2階6番窓口)

電話 072-924-3854

②高齢者あんしんセンター